

11・12月は県下一斉滞納整理強化月間

— 山梨県地方税滞納整理推進機構と連携して**差押え等**の処分を強化します。—

— 悪質な滞納は絶対に許しません —

税は、まちづくりを支える大切な財源です。

ほとんどの町民の方は、町税を納期限内に自主的に納めていただいています。

再三の催告にも納付に応じない滞納者に対しては、税負担の公平性を確保するため、やむを得ず強制的に**給与、不動産、自動車、預貯金、生命保険等の財産の差押え**を執行し、その財産をインターネット公売などにより換価し、滞納税額に充てます。

また、場合によっては、職員が滞納者の自宅等を強制的に搜索して、発見した財産を差押え、搬出することも行います。



自動車の差押え例
(タイヤロックによる運行禁止措置)

差押え実績 (H31.4~R2.10)

差押財産	件数
給与	5
不動産	—
自動車	—
預貯金	2
生命保険	2
その他	7
計	16

延滞金は必ず徴収します

納期限までに税金が完納されない場合には、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、税額に次の割合を乗じて計算した延滞金がかかります。

- ・納期限の翌日から1ヶ月を経過する日まで → 年 2.6%
- ・1ヶ月を経過した日以降 → 年 8.9%

※上記延滞金の割合は令和2年12月末までです。

※令和3年1月1日以降の割合は南部町ホームページに掲載します。

— 納期限内に納税できない方は、納税相談にお越し下さい —

災害や病気などの事情により、全額を一時に納められない場合には、徴収の猶予などの制度があります。ただし、**生活状況や財産の取得状況などを申告していただき、調査の結果、要件に該当した場合に適用されます。**

納税相談窓口
税務課 ☎ 66-3404